

提案基準26 医院等併用住宅の取扱いについて

基本事項	申請者	住所	
		氏名	
	申請場所		
	敷地面積	m ²	
	用途		
	延べ面積	m ²	
条件	<input type="checkbox"/> 夜間、休日等診療時間外に緊急患者が来院した場合に対応する医療法第1条の5に規定する病院若しくは診療所又は同法第2条に規定する助産所（以下「医院等」とする）に住居部分を併設する必要がある場合であること。		
面積の制限	<input type="checkbox"/> 住居部分は、医院等部分と同一敷地内でありかつ、原則として同一棟であること。 <input type="checkbox"/> 住居部分の延べ面積は280m ² 以下かつ医療施設部分が過半を占めていること。 <input type="checkbox"/> 敷地面積は住居部分を含み2,000m ² 以下であること。		
34-1の基準	<input type="checkbox"/> 申請地等に関する基準は、法第34条第1号前半（公益施設）に掲げる取扱基準を満たすものであること。ただし、平成19年11月29日までに旧法第29条第1項第3号又は旧法第43条第1項の規定により開発許可等を要せずに建築された医院等の敷地内に、本申請により住居部分のみを増築する場合は、この限りではない。		
添付図書	<input type="checkbox"/> 医師免許等の免許の写し <input type="checkbox"/> 医療法人にあってはその登記事項証明書及び定款 <input type="checkbox"/> 住居部分が必要である理由書 <input type="checkbox"/> 医療計画書(診療科目、ベッド数、休日診療及び夜間診療等の救急医療の確保に関する事項、医療従事者数、その他医療を提供する体制の確保に関する事項) <input type="checkbox"/> 既存の医院等の敷地内に住居部分を増築する場合は、当該医院等に関する開発許可証の写し（この場合、医師免許等の免許の写し及び医療法人にあってはその登記事項証明書及び定款の書類を省略することができる。開発許可等を受けたものでないときは、従前の建築物の配置図、平面図、写真等）		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・□にチェックを入れてください。 		